

# 認知症の“先”を見据えて 切れ目のない「お金の備え」で 家族の未来を支えていく



司法書士法人  
みつ葉グループ  
執行役員  
東京オフィス統括マネージャー  
上内紀裕氏

SOMPOひまわり生命保険  
営業企画部  
市場開発室  
室長  
高橋重明氏

認知症保険を手がけるSOMPOひまわり生命保険と、家族信託を展開する司法書士法人みつ葉グループがこのほど、業務提携を開始した。誰もが認知症になり得る時代に、家族のためにどんな備えが必要か。両社の責任者が話し合った。

札幌・東京・大阪・広島・福岡・沖縄で展開するみつ葉グループの民事信託業務で中核的な役割を担う。「民事信託も生前対策の一手法」という考えのもと、幅広い視野でコンサルティングサービスを提供する。

家族信託は難しく、相続や事業承継対策の選択肢は大幅に狭まっています。高橋 認知症を発症すると財産の保全・管理が

高橋 高齢化に伴い認知症患者数は増加しており、2012年の65歳以上の認知症高齢者は約462万人、認知症の前段階である軽度認知障害(MCI)の人は約400万人いると推計されています(※1)。上内さんが家族信託の相談を受ける中で変化はありますか。

上内 この2、3年で、高齢のご相談者様で認知機能が低下している方が増えていると感じます。ご家族が「うちの親は元気」とおっしゃっても、実際に親御さんにお会いすると、会話や意思表示が困難で、意思能力が低いと判断せざるを得ないケースは相当数あります。この状態になると親御さん名義の預金や不動産を親御さんのために処分したり、活用することができない家族信託は難しく、相続や事業承継対策の選択肢は大幅に狭まっています。高橋 認知症を発症すると財産の保全・管理が



困難になってしまおうのは大きな課題です。実際、認知症患者さんのご家族の中には、日々の介護費や施設への入居費などお金の困難に直面している方もいますので、認知症発症前に家族信託で対策をするのは非常に重要だと感じます。こうした課題解決に貢献しようと、弊社は18年10月に「笑顔をまもる認知症保険」を発売しました。認知症になった後の保障はもちろん、MCIの段階から予防の取り組みも後押しするものです。早い段階で認知機能の状態を自覚し、行動することで未来は変わります。

上内 財産管理を考えると、早期に対策を打つのが肝心。その意味で役立つ保険だと思っています。高橋 ありがとうございます。認知機能の低下はご自身で気づ

きにくい「笑顔をまもる認知症保険」では保険にご加入いただいた段階から「SOMPO笑顔倶楽部(※2)」を通じて、スマートフォン等で簡単に認知機能をチェックできるサービスや、介護などに関する情報を提供しています。さらに認知症発症後には、グループのSOMPOケアを通じて施設入居のご相談に応える体制を整えています。

## 認知機能低下予防をきっかけに 相続や事業承継の目を向ける

上内 認知症保険をきっかけに、その先に訪れる相続や事業承継などの課題に気付く、次世代のために早期にライフプランを検討していただくのが理想です。この取り組みは土業だけでは限界がありますが、SOMPOひまわり生命保険様との業務提携によって対策に厚みを出せると期待しています。

高橋 私どもも同じ思いです。みつ葉グループ様が強みとする家族信託は生命保険との親和性が高いサービスだと考えます。今回の業務提携によって、認知



症予防から相続や事業承継まで見据えたより良い提案が可能になると確信しています。

上内 家族信託は認知症発症後の財産活用にも有効で、あらかじめお父様を受益者、息子さんを受託者に指定しておけば、万が一ご本人が認知症になった場合でも、息子さんは必要に応じて預金や不動産などを活用できます。また亡くなった後の財産配分の指定など、遺言としての機能も果たしますので、相続対策として考えるお客様もいらっしゃると思います。

高橋 家族信託を検討されるお客様は、ある程度不動産をお持ちだったり、経営者の方で自社株をお持ちの方が多くかと思えますので、相続対策は重要な関心事ですね。

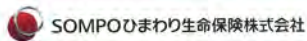
上内 やはり不動産に関するご相談は多いですね。2019年

施行の改正相続法で遺留分侵害の金銭解決が可能になり、死亡保障のある保険が相続の紛争を和らげるのに役立つようになりました。都市部で戸建て住宅をお持ちの方であれば、家族信託に合わせて、死亡保障のある保険を活用した対策が奏功します。高橋 中小企業経営者であれば自社株は不動産以上の評価額がつく可能性が高く、相続税対策や相続対策は切実な問題です。生命保険で代償交付金の対策をしておけば、円滑な事業承継の助けになるはずですよ。

## 全国でセミナーを実施し コンサルティングを充実させる

上内 相続や事業承継は専門領域が複数にまたがるため、窓口が複数にわたることも、お客様の相談を難しくしています。相談を受ける土業として、税務、不動産、紛争解決、保険などのさまざまな専門家同士で協力し、ワンストップでコンサルティングを提供すべき時代だと感じます。その意味で、認知症予防という我々にはない切り口を

### お問い合わせ



〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1  
新宿セントラルパークビル

TEL.0120-268-221

https://www.himawari-life.co.jp/  
HL-P-B1-20-00526(使用期限:2022.7.31)

(※1)厚生労働省「第115回社会保険審議会介護給付費分科会資料」認知症施策の現状について  
(※2)運営：株式会社プライムアシスタンス